

季刊刑事弁護 第48号

quarterly keiji-bengo No.48 winter 2006

contents 目次

日本司法支援センターが運営する新しい国選弁護制度とその課題 4

田中晴雄

システム性事故における注意義務の考え方 8

日本航空907便ニアミス事件判決を契機に

米倉 勉

市民の司法参加への光と影 14

検察審査会とアメリカ陪審を通した市民司法参加の国際比較

福来 寛+黒沢 香

特集 公判前整理手続を検証する

[座談会]

公判前整理手続で刑事弁護は変わったか 22

被告人の権利擁護と迅速・充実した裁判の実現に向けて

後藤 昭・後藤貞人・鈴木一郎・宮村啓太・中山博之

[証拠開示]

類型証拠開示 39

永芳 明

予定主張の明示と争点整理 43

竹中雅史

主張関連証拠と

予定主張開示・争点整理 47

田中友一郎

裁定手続 その1 49

村上香乃

裁定手続 その2 52

高野義雄+菊池弘之

戦術の広がりと被告人の

利益・権利への十分な配慮 55

指宿 信

[被告人の防御権]

連日の開廷と弁護人の準備 その1 57

坂根真也

連日の開廷と弁護人の準備 その2 60

寺田有美子

弁護士業務と連日の開廷 64

荒木伸怡

[刑事手続の変化]

乙号証の取調べ 66

朝倉 保

合意書面 69

日片浩三

保釈 72

高野 隆

変化の兆しはある 78

田淵浩二

市民の司法参加への光と影

検察審査会とアメリカ陪審を通した市民司法参加の国際比較

福来 寛 カリフォルニア大学サンタクルーズ校社会学教授
黒沢 香 東洋大学社会学部教授

はじめに

2009年5月までに、市民が裁判官と一緒に有罪無罪と量刑を決定する裁判員制度が始まる。多くの市民が裁判に直接関与することで、国民の法意識や思考にも大きな影響を与えることが予想される。このレポートでは、一般市民の司法参加の経験を日米で比較検討した研究について報告する。日本では裁判員経験者はまだないので、もう1つの市民の司法参加制度の経験者を、米国では陪審裁判の経験者を対象とした意識調査の結果を発表する。

あまりよく知られていないが、日本には一般人の司法参加制度として検察審査会制度がある¹。すでに60年近くの歴史があり、検察官の不起訴処分の当否を申立てに基づいて審査をする制度である。検察審査会法は1948年に施行され、すでに約50万人が関与している。選挙人名簿から11人の一般人が審査員として無作為に選ばれ、20歳以上の国民は誰でも審査員に選ばれる可能性があり、いわゆるプロの法律家は除外される。検察審査会の数は、全国の地方裁判所と地方裁判所支部の所在地に201カ所あり、戦後すぐに連合軍指揮のもと、アメリカの大陪審制度を参考に作られた制度である。

米国大陪審には2種類ある。1つは刑事大陪審で、「起訴陪審」とも呼ばれ、一般市民が検察が提示する証拠や証人尋問に基づいて起訴・不起訴を決定する組織である。もう1つは民事大陪審で、検察や警察を含めた地方自治体の公正な運営をチェックする組織である²。両大陪審は、一般人の司法参加を通して、地方自治体の運営をチェックし、その意思決定に民意を反映させる大切な役割を持つ。カリフォルニア州では、刑事大陪審の任期は1カ月または事件ごとで、民

事大陪審の任期は1年である。

アメリカでは、地域によって違うが、起訴されたケースの5%から30%が陪審裁判によって無罪となっている。日本では起訴されたケースの99%以上が有罪となり、起訴イコール有罪の方程式が確立している。逆に起訴を免れた人たちの無罪を確定する司法制度とも言える。よって検察官の不起訴処分を審査・評議する検察審査会は、見方によっては、2009年までに始まる裁判員制度よりも、司法当局を厳しく監視する制度といえる。さらに2004年の検察審査会法改正で審査員の決定に法的拘束力を持たせたことで、効果的な市民からの外部チェックが期待できるシステムとなつた。

このレポートでは、日本の検察審査会経験者とアメリカの陪審裁判経験者を対象に行ったアンケート調査結果をもとに、数年後に始まる裁判員裁判に向けて、一般人の司法参加への意欲や弊害、裁判員への信頼度、展望、報復への懸念、守秘義務や市民参加への広報活動などについて考えてみたい。そして2009年までに始まる裁判員制度が、一般人に優しく使いやすい制度として構築・運営されるための提案をしてみたい³。

調査方法

1 日本とアメリカの司法参加経験者のサンプル

日本での調査は2005年10月から12月にかけ検察審査員経験者を対象に行った。アメリカでの調査は2006年3月から4月にかけ、テキサス州の大都市、ダラスの上級裁判所に召喚された陪審員候補者を対象に行った。また司法参加体験の影響を調べるために、司法参加経験を持たないアメリカと日本の学生も調査対象とした。

2 アンケート質問票

質問票は日本語版と英語版の2つを用意した。まず、2009年までに日本の裁判員制度が始まる事を述べ、「裁判員制度について、あなた自身のお考えを聞かせてください。次の項目の1～5の中から一番近い答えを一つ選び、回答欄に1～5の番号で記入してください」と指示した。選択肢は1=「はい」(賛成または同意)、2=どちらかと言えば「はい」、3=どちらかと言えば「いいえ」、4=「いいえ」(反対または不同意)、そして5=どちらともいえない、である。表1はこの調査結果を示している。続いて「次のA～Hを、あなたはどれくらい信頼していますか。それぞれの項目に下から信頼度を選んでください」と、中央官庁、テレビ、弁護士、検察、警察、新聞、裁判所、裁判員(一般人)について尋ねた。選択肢は、1=とても信頼している、2=少しあは信頼している、3=殆ど信頼していない、4=全然信頼していない、である。表2は司法機関への信頼度の調査結果である。最後に、性別、年齢、学歴、一番最近の選挙で投票したか、支持政党、保守から革新までの政治的位置、司法参加経験をもとに裁判員制度への助言等について記入してもらった。

検察審査員経験者には、次の質問を加えた。「検察審査員の経験に関する意見について、同様にお答え下さい」として8間に5つの選択肢から回答を求めた。表3がその調査結果である。続いて、「検察審査員の任務を十分に果たす上で、役立ったこと、有益だったこと、理解を受けたものは何ですか?」「多くの市民が裁判員として参加できるために、審査員の経験をもとに助言するとなったら、どんなことですか?」「裁判員制度について、あなたの意見を聞かせてください。例えば、賛成か反対、陪審制との比較、司法参加する意義や守秘義務について」と3つの質問で自由記述で回答を求めた。最後に、審査員になった時の年齢、その時の職業、実際に事件を担当したか、個人的な意見聴取に応じてもよい場合の連絡方法等を記入してもらった。229人の審査員経験者、990人の陪審員経験者、602人の日本の学生と623人のアメリカの学生から回答が得られた。

3 結果

表1の数値は「はい」または「どちらかと言えば、は

い」に同意した回答者の割合を示す。司法参加の意欲への質問では、司法参加経験者が未経験者(学生)よりも高かった。特に米国陪審員経験者の圧倒的多数(92.7%)が参加に意欲的で、アメリカ人学生(67.8%)と検察審査員経験者(52.8%)がそれに続き、日本人学生(40.4%)の参加意欲が一番低かった。司法参加を「義務」と想定した質問では、前の反応とは相反して、日本人の高い参加意欲がうかがわれた(検察審査員経験者[89.0%]と日本人学生[74.3%])。アメリカ人の参加意欲は学生も陪審員経験者も、日本人とほぼ同レベルだった。

裁判員勤務への弊害については、日米の回答者の約7割が、司法参加の時期が6カ月前に選択できることで問題はない答えた。会社や家族の理解度については、日米の司法参加経験者の過半数が「理解が得られる」と答えたが、逆に学生の多くが理解は得られない答えた。実際に司法参加した多くが「理解が得られる」としているのに相反する結果となった。一般市民の刑罰決定への関与、事実や証拠に基づく判断力への質問では、日米両国の司法経験者の過半数が、裁判員の能力に高い信頼度を示した。日本の学生の大多数(80.9%)とアメリカ人学生の過半数(53.5%)は、報道された情報と事実との区別は裁判員には難しいと答え、一般市民の判断能力に大きな疑問を示した。倫理観や責任感については陪審員経験者を除くすべてのグループの過半数が、人の行為を裁くことは「気が重い」と答えた。

一般市民が事実審理する裁判と職業裁判官裁判との比較では、過半数の司法参加経験者は前者のほうがより公平な判断が期待できると答えた。逆に日本人学生の多くは裁判員の公平な判断は期待できないと答えた。

報復の可能性について、日本人は司法参加経験に関係なく、とても強い懸念を示した(審査員経験者[58.9%]、学生[64.3%])。米国回答者の報復への不安や懸念は少なく、米国陪審員経験者の大多数は、暴力団関係者が傍聴席にいても、公正な判断はできると答えた(83.0%)。司法参加経験の有無に関係なく、日本人回答者は潜在的報復の脅威や安全性に強い关心を示した。

「裁判員法」は、評議や裁判で知った事実等の公言を禁じている⁴。今回の調査では、国籍や司法参加

経験の有無にかかわらず、多くの回答者が守秘義務は苦痛であると答え、守秘義務の難しさを示した(陪審員経験者[48.9%]、審査員経験者[56.2%]、米国人学生[66.7%]、日本人学生[71.0%])。

外国人の司法参加の可能性への質問では、日米学生の約3分の2が、かれらの司法参加に賛成したが、米国陪審員経験者と検察審査員経験者の過半数が反対した。次の質問では、日本法曹界の女性の割合

がわずか12%であることを踏まえて、女性法曹を増加する必要性について聞いてみた。検察審査員経験者と日米両国の学生が強いサポートを示したが、アメリカ陪審員経験者のサポートが一番低かった。

全国各地で最近、裁判員制度を想定した模擬裁判などが行われ、新聞などで報道されている。しかし司法参加のための情報伝達や広報活動に関して、十分になされていると答えた日本の回答者は非常に少

表1 アメリカ陪審員経験者、日本検察審査員経験者、日米の大学生のアンケート調査結果

質問	アメリカ		日本		
	陪審員	学生	検察審査員	学生	
(A) 司法参加への意欲	裁判員になってみたいと思う*1	92.7%	67.8%	52.8%	40.4%
	裁判員になることが義務であるなら、参加しなければならないと思う*2	94.8%	64.0%	89.0%	74.3%
(B) 裁判員勤務への弊害	召喚状が届いてから半年以内に、自分の都合の良い週を選べば、裁判員になりやすい	72.2%	64.6%	75.0%	69.8%
	裁判員に選ばれたときの負担について、会社や家族の理解が得られると思う	81.9%	41.1%	64.1%	27.4%
(C) 裁判員への信頼度	一般人の裁判員が、有罪・無罪について事実認定するのは無理だと思う	24.2%	36.6%	50.9%	55.9%
	一般人が、刑罰(罰則)の決定に関与するのは問題だ	40.3%	62.1%	32.4%	41.1%
(D) 倫理観・責任感	自分が裁判員として人の行為を裁くことになった場合、気が重い	24.0%	55.3%	78.6%	73.2%
	自分が裁判員になったら、感情や外部の声に左右されず、客観的な判断ができると思う	94.4%	77.1%	60.7%	27.3%
(E) 裁判員制度への展望	従来の裁判員だけの裁判より、裁判員裁判のほうがもっと公平な判断が予想できる*4	81.0%	61.2%	58.6%	32.3%
	裁判員制度のメリットのひとつは、司法が市民に身近になることだ	86.3%	53.9%	91.4%	81.0%
(F) 報復の懸念	自分が裁判員になったら、被告人やその関係者による報復の可能性がこわい	25.0%	42.6%	58.9%	64.3%
	暴力団関係者の裁判では、法廷周辺や傍聴席に、一目で「支援者」とわかる人たちがつめかけることがある。このような裁判でも感情にながされず、公正な判断はできると思う	83.0%	54.0%	49.8%	21.2%
(G) 守秘義務、広報活動、参加人口増加の可能性、ジェンダー差別是正	守秘義務の規則で、裁判について一生話すことができないのは苦痛である	48.9%	66.7%	56.2%	71.0%
	私の住んでいる地域では、裁判員制度に関する広報は、十分になされていると思う	72.5%	26.2%	16.0%	7.8%
	在日韓国人など日本に生まれ、日常生活している外国人にも裁判員の資格を与えるべきだ*5	41.7%	68.1%	48.8%	69.1%
	女性の裁判官と弁護士の割合は全体の約12%なので、積極的に増やす試みは必要だと思う*6	57.9%	80.0%	74.1%	70.8%

注：アメリカ陪審員(n=990)、アメリカ人学生(n=623)、検察審査員(n=229)、日本人学生(n=602)。

*1 アメリカでのアンケート用紙では「裁判員」を "juror" (陪審員)とした。

*2 アメリカでのアンケート用紙では次のような質問とした：I feel it is my duty to serve as a juror when needed.

*3 アメリカでのアンケート用紙では次のような質問とした：In high profile cases, jurors are incapable of separating actual evidence from media coverage.

*4 アメリカでのアンケート用紙では次のような質問とした：If I became a defendant in a criminal case, I would prefer a jury trial to a judge trial.

*5 アメリカでのアンケート用紙では次のような質問とした：Every taxpayer including permanent residents (non-citizens) should be allowed to serve on juries.

*6 アメリカでのアンケート用紙では次のような質問とした：It is important to create programs to increase the number of female and minority lawyers.

なかつた(審査員経験者と日本人学生が、それぞれ16.0%と7.8%)。検察審査会に実際に参加した経験を持つ人たちでも、裁判員制度に関する広報の低さを指摘し、市民司法参加の情報や知識が一般人の間に、十分浸透されていないことを示した。対照的に、アメリカの陪審員経験者の大多数(72.5%)は、彼らの住んでいるコミュニティーでは陪審員の任務や情報の広報活動が十分になされていると答えた。

表2は、司法参加の経験と刑事司法機関などに対する信頼度の関係を示す。アメリカの研究では、陪審員の経験は、政府や司法機関、そして選挙制度などの民主主義制度へ高い信頼を築くことが知られている⁵。今回の調査でも、一般人の司法参加の経験は、政治・司法制度全般に対する信頼度を強める効果があることを示した。さらに、司法参加の経験は裁判に直接・間接的に関わる裁判官、検察官、弁護士の「実務家」や裁判員に対する信頼度を高めることもわかつた。特筆すべきは、陪審員や検察審査員の経験者の刑事司法制度に対する信頼度は、すべてのカテゴリーで未経験者よりも非常に高いことであった。とくに検察審査員経験者の検察官に対する信頼度(99.0%)は非常に高く、アメリカ陪審員経験者の信頼度よりも高かつた(83.7%)。市民からなる裁判員への信頼度は、日本の学生を除いたすべてのグループで非常に高かつた。またマスコミへの信頼度は、日本人回答者はアメリカ人回答者よりも一貫して高く、新聞に対する信頼度はテレビやラジオに対するよりも高かつた。

表3は、検察審査員の経験と2004年に改正された検察審査会法に関する意見を示した。検察審査員の

経験は、圧倒的大多数がよかつたと答え、過半数が検察審査会制度はよい制度であると答えた(81.6%と67.9%)。そして過半数がもう一度審査員をやってもよいと答えた。しかし、招集されたときの気持ちに関しては否定的な回答が多かつた。「本当のことをいえば、はじめは審査員には、なりたくなかった」という質問に対し、42.2%の審査員経験者が、「同意、はい」、または「どちらかと言えば、はい」と答えた。「プロ」の検察官との共同審査・評議の可能性についての質問では、35.8%の審査員経験者が賛同し、22.3%が「どちらかと言えば、はい」と答えた。前述の圧倒的な検察官への信頼度に比べて、検察官の共同審理参加に関しては慎重な姿勢を示した。

2004年の検察審査会法改正は、起訴相当の議決の後に検察官が再度不起訴とした場合、検察官の審査員への直接的な説明を義務づけた。この説明義務の必要性への質問では、審査員経験者の77.5%は「同意、はい」、17.7%が「どちらかと言えば、はい」と答えた。

守秘義務への質問では、大多数がよい規則であると答えた。表1では、約半数のアメリカ陪審員経験者と検察審査員経験者が、守秘義務の規則で、裁判で得た事実について一生話すことができないのは苦痛であると答えている。個人的には苦痛であるかもしれないが、制度そのものとしてはよい規則であるという見解を示した。検察審査員の法的義務と任務遂行後に伴う個人的な苦痛・感情とは別問題と捉えているのかかもしれない。

表2 刑事司法制度の信頼度

信頼度		アメリカ		日本	
		陪審員	学生	検察審査員	学生
(A)政府への信頼度	中央官庁	77.6%	37.4%	80.1%	57.1%
(B)刑事司法機関の信頼度	裁判所	94.1%	66.1%	98.5%	87.3%
	検察	83.7%	56.9%	99.0%	78.9%
	弁護士	80.9%	64.2%	92.6%	82.9%
	裁判員(一般人)*1	92.1%	60.4%	89.1%	44.4%
	警察	88.5%	53.7%	90.7%	60.7%
(C)マスコミへの信頼度	テレビ*2	46.9%	22.5%	63.4%	48.3%
	新聞	52.9%	53.5%	77.8%	75.8%

*1 アメリカでのアンケート用紙では「裁判員」を“juror”(陪審員)とした。

*2 アメリカでのアンケート用紙では、テレビ&ラジオとした。

表3 檢察審査員の評議、守秘義務、そして検察官説明義務への意見

質問		賛成または同意 「はい」	どちらかと言えば 「はい」	どちらとも いえない	どちらかと言えば 「いいえ」	反対または不同意 「いいえ」
(A)検察審査会の意義	検察審査員の経験をしてよかった	81.6%	17.0%	0.9%	0.5%	0.0%
	市民が司法に参加するこの制度が良い制度だと思う	67.9%	25.6%	4.7%	1.4%	0.5%
(B)検察審査会での経験と意欲	本当のことをいえば、はじめは審査員には、なりたくなかつた	19.2%	23.0%	15.0%	19.7%	23.0%
	もう一度、審査員をやっても良いと思う	45.1%	23.7%	7.4%	17.2%	6.5%
(C)評議の評価と検察官の説明	議論は的を射て適切になされていた	51.4%	36.0%	4.2%	7.9%	0.5%
	もし審査員以外に、本当の検察官が一緒に審理に参加していたら良かったと思う	35.8%	22.3%	17.2%	12.1%	12.6%
(D)守秘義務と検察官の説明義務への意見	検察審査員に課される守秘義務は良い規則だ	75.5%	18.3%	2.2%	2.6%	0.4%
	今回改正した検察審査会法は、起訴相当の議決を検察官が再度不起訴とした場合、検察官の審査員への直接的な説明も義務づけた。この検察官の説明は必要だと思う	77.5%	17.7%	3.3%	0.5%	1.0%

注:n=229.

司法参加の広報活動は十分か?

検察審査員経験者の圧倒的多数は、体験が非常にポジティブで、裁判員や検察審査員になりたいという高い意欲を示した。逆に日本人学生は、4グループの中で司法参加意欲が一番低く、司法参加の経験を持たない回答者は、裁判員の判断能力への信頼度も一番低かった。同様な結果は日本政府等が行った他のアンケート調査結果でも示されている。内閣府が2005年2月に実施した「裁判員制度に関する世論調査」の結果では、裁判員に選ばれた場合、参加したくないと答えた人が70.0%で、参加したいという回答は25.6%であった⁶。2006年1月と2月にかけて最高裁事務総局が行った全国意識調査でも61.6%が参加したくないと答え、27.6%が参加したいと答えた。

しかし市民の司法参加意欲は、裁判員制度への知識や理解が増すことで逆に高くなることもわかった。たとえば2005年10月から2006年1月に最高裁事務総局が開催した裁判員制度全国フォーラムに参加した11,000人のアンケート調査では、わずか13%が裁判員になりたくないと答え、83.7%が参加したいとする結果が出た。2005年4月と5月に行われた「市民の裁判員制度・つくろう会」のフォーラムに参加した856人のアンケート調査でも、62.1%が裁判員になる、やつてもよい、という結果が出た⁷。裁判員制度に関するフォーラム・講演でのアンケート調査や今回の日米調査結果からも明らかのように、司法参加制度や裁判

員制度の一般市民の理解度や知識が増すことで、司法制度への姿勢がポジティブになり、司法参加意欲が増していくことがわかる。裁判員制度に関する広報・宣伝・啓蒙活動は、市民の司法参加意欲を飛躍的に向上させる重要な役割を果たしている。しかし今回の調査では、裁判員制度に関する情報や広報が一般社会では、必ずしも十分にされていないこともわかった。

2006年3月14日現在で、国が進める広報活動の実施状況を法務省が報告した。それによると、裁判所、法務省、検察庁、弁護士会などが行った説明・講演・フォーラム、模擬裁判等の回数が4,000回近くで、参加者合計は20万人を超えるとした。検察庁による説明・講演に限定すれば、約2,000回、参加者合計約109,000人になり、法務省は裁判員制度の広報活動は十分であるという見解を示した⁸。しかし今回のアンケート調査結果からもわかるように、司法参加への十分な広報活動が行われ、裁判員制度の正しい知識が一般市民に浸透したとはいいがたい。さらに陪審裁判が最初に導入された1920年代に国が行った一般市民向け広報活動と比べれば、講演会数や聴衆動員数は戦前のほうが圧倒的に多い。戦前に導入した陪審制度への広報活動に当時の日本政府は、3,300回の講演会を全国で開き、124万人の聴衆を集め、824万枚のパンフレットを配布、7本の陪審制度宣伝用の映画を作成し全国を巡回して映写した。陪審員該当者が日本総人口のわずか3%、約180万人しかいなかつたことを考えれば、広報や宣伝、啓蒙活動のた

めに膨大な費用と労力が陪審制度導入のために費やされたことがわかる⁹。今回の裁判員制度では、年齢20歳以上の日本総人口の過半数が該当者に当てはまるが、それに見合うだけの広報活動は必ずしも行われていない。日本政府は、組織的な広報・啓蒙活動をさらに活発に行い、多くの市民の参加意欲を向上する努力をしていかなければならない。そして裁判員制度を多くの一般人に理解してもらうために、法教育や司法参加のカリキュラム導入も視野に入れた市民司法参加制度に関する教育や積極的な啓蒙活動を長期的に続けていく必要がある。

裁判員の多様性と 在留外国人の司法参加への意識

裁判員法は、在日外国人の司法参加を禁じた。在日韓国人・朝鮮人の約80%は日本で生まれ育ち、日本国籍を有する人たちと同様に税金を払い日常生活を送っている。アメリカでも国籍を有しない人たちに陪審員の資格はないが、国内で生まれた外国人の子どもは自動的にアメリカ国籍を取得、陪審員になる資格も同時に与えられる。日本では、国籍法は原則として出生地主義をとらず、在日外国人には裁判員や選挙資格は与えられない。韓国では2005年に選挙法を改正し、永住資格取得後3年を経た外国人に地方選挙での投票権を与え、同時に有権者年齢を20歳から19歳に下げ、政治参加人口の枠を大きく広げた。改正後の最初の選挙が、2006年5月31日に行われ、日本人を含む在韓外国人が初めて地方選挙に参加し、韓国は欧米諸国を含めた先進国の中で在留外国人に選挙権を与えた初めての国となつた¹⁰。そして現在、外国人投票権を地方選挙から大統領・議会選挙まで広げる活動も始まっている¹¹。さらに韓国政府は2007年から5年間、陪審裁判の試験的導入を決定し、国防部も2007年から軍法会議に陪審制度の採用を決定した¹²。選挙制度、司法制度、大統領選挙を含めた政治制度の大改革は、積極的な民主主義政策を目指す韓国の政治的意思の現れであろう。近い将来、韓国において日本人を含めた在留外国人に陪審員の参加資格を与える日も遠くはないかもしれない。21世紀における世界経済と世界政治の中核になるであろう東アジアで、日本も韓国と同様な積極的な民主的政

治・司法改革が行われることを期待したい。

守秘義務は必要か？

裁判員法は裁判員、元裁判員に対して厳しい守秘義務を課した。裁判員法79条は、「裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」とした。2004年の法改正で、検察審査会法の44条にも、裁判員法79条と同じ規定が導入された。改正以前は検察審査員への罰則は最高1万円であったことと比べれば、以前にも増して罰則が厳しくなったことがわかる。さらに79条2項は、元裁判員による秘密漏示罪の対象として「一 職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）を漏らしたとき。二

評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であって裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官若しくは裁判員の意見又はその多少の数を漏らしたとき。三 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密（前号に規定するものを除く。）を漏らしたとき」をも規定した。守秘義務を負う事項が広範囲にわたっているため、裁判で知った事実は誰にも言えず、墓場まで持つていかなければならぬと受け止められかねない。

アメリカの陪審員は対照的に、陪審経験や事件の情報内容を他の人たちと共有することができる。日本の裁判官も退官後、担当した事件について述べることは禁止されておらず、守秘義務違反への罰則も存在しない。さらに、厳格な罰則行使により、裁判員が自ら得た体験や制度への提案が公表されないのであれば、司法体験の情報が国民の間に蓄積されず評議等での改良点が一切明らかにならないことになる。厳格な守秘義務の導入は、さらに、司法参加経験者の言動に対する検察官のチェック権限を一層増大させる危険性があり、裁判官の言動や評議体験を批判的に公言した元裁判員への見せしめの罰則行使の可能性は十分考えられる。前述のように司法参加経験が、検察官を含む司法制度全般への信頼度を高める効果があるのでならば、守秘義務で元裁判員の言動を規制するのではなく、さらに裁判員の体験や情報をより多くの人たちと共有し、制度への改良点や提案の知識を蓄積する方法を模索すべきであろう。

最後に

今回のレポートでは取り上げなかつたが、一般人に優しく使いやすい裁判員制度にするためには、公判での裁判員の審理に直接関わる問題についても考えなければならない。たとえば、供述調書の扱い方、証言を中心とした公判の可能性、評議での裁判官の影響力や裁判官の求める評決への説得や誘導の可能性の問題、評決での少数意見への対処、さらに公判後に評議体験を批判的に公言した元裁判員への罰則の可能性などが考えられる。これらの問題点を克服するためには、検察審査員経験者やアメリカ等の市民司法参加制度を持つ国での体験者、そして法学者、司法研究者などの意見や提案を出来るだけ裁判員制度に反映する努力が必要である。

今回、研究の対象とした検察審査会やアメリカ陪審の司法制度機関は、一般市民のみで構成され、市民だけの目から見て判断、決定する制度であり、プロの法律家と協議する裁判員制度やいわゆる「参審制度」とは異なる。一般市民だけの評議や判断から得られた裁判員や陪審員の任務や判断力への高い信頼度は、一般人が証拠・証言等の審理において「主役」の役割を果たすことを通して初めて培われたものである。もし、裁判員が、裁判官の「脇役」としての役割を演じるならば、裁判員制度への信用や信頼も生まれないかもしれない。つまり、今回の日米共同研究の結果は、一般人のみで構成される市民司法参加制度についてのみいえるということを付言しておきたい。そして裁判員裁判や司法制度の信用度や信頼度を高めるためには、裁判員制度を限りなく検察審査会制度や陪審制度に近づける努力が必要となるだろう。さらに裁判員経験者の声を集めるための団体機関などを、できれば民間で設置することも必要である。裁判員法は実施3年後に妥当・実効性について見直すことを付則で明らかにした。韓国でも2012年に陪審制度の実効性について見直すことになっている。それまでに、裁判員制度の問題点や改良点等について再度、検察審査員や米国や韓国の陪審員の経験と照らし合わせて、議論・検証する必要がある。そして検察審査会制度や陪審制度に限りなく近くなるような市民主導の司法参加制度の構築と運営を目指して、これからもさらなる研究、啓蒙・広報活動をしていく必要がある。

*本稿は、早稲田大学の四宮啓教授、専修大学大学院の田村直子さんと、著者らが行った日米共同研究によるデータに基づいている。ただし、本稿についてのすべての責任は著者らにある。

- 1 他の市民司法参加制度に、調停委員、司法委員や参与員がある。これらの制度の特徴は、一般市民の判断を直接裁判の場に反映するというよりは、裁判官の判断を「補佐」する点にあり、検察審査会とは違った制度である。とくに2004年の検察審査会法改正により、今後は、同一の事件で起訴相当と2回議決された場合は、必ず起訴されることになり、法的強制力を持つことになった。2009年5月までの裁判員法施行の日までに、施行されることが定められている。
- 2 Civil Jury(民事大陪審)と呼ばれるが、行政の運営を監視する機関なので行政大陪審としたほうが適切かもしれない。
- 3 日本人学生を対象にした調査については、予備分析を行い、その一部を日本社会心理学会大会(東北大学、9月)で発表し、法と心理学会大会(法政大学、10月)日本心理学会大会(九州大学、11月)で発表する予定である。日米比較研究の成果の一部は、米国の Law & Society Association(ボルチモア、7月)で発表し、さらに American Society of Criminology(ロサンゼルス、11月)で発表する予定である。
- 4 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」平成16年法律第63号、5月28日公布(以下「裁判員法」と称する)。裁判員法79条を参照。
- 5 Gastil, John, et al. 2006. "Seeing is believing: The impact of jury service on attitudes toward legal institutions and the implication for international jury reform"(未公刊論文)。
- 6 2005年4月17日付毎日新聞。調査は全国の20歳以上の3,000人を対象に2005年2月に実施し、2,077人(69.2%)から回答を得た。
- 7 最高裁判所「国民の司法参加に関する裁判所の意見」(2000年9月12日の第30回司法制度改革審議会における配布資料〔別紙5〕)。黒沢香「裁判員制度入門」(ひので町民大学、総合講義、2005年7月14日)。
- 8 詳しくは、<http://www.moj.go.jp/SPEECH/POINT/sp060317-01.html>を参照。
- 9 丸田隆『裁判員制度』(平凡社、2004年)187頁。陪審員候補者には30歳以上の男子で、2年以上直接国税3円以上を納めている等の要件が課せられた。
- 10 Chung-un, Cho. 2006. "Foreigners cast votes for 1st time," Korean Herald, June 27.
- 11 Chung-un, Cho. 2006. "Elections expand voting rights for foreigners, younger citizens," Korean Herald, June 15.
- 12 Joo, Sang-min. 2005. "Military seeks to revise martial laws," Korean Herald, July 20. 3名の軍判事と3名の軍関係者が陪審員として評議する。日本では自衛隊は軍隊ではないので軍法会議は存在しない。

(ふくらい・ひろし+くろさわ・かおる)

